



< 本制度の仕組み >



( 2 ) 本制度の対象者

取締役( 監査等委員である取締役及び社外取締役である者は、本制度の対象外とします。)及び  
執行役員

### (3) 信託期間

2019年8月(予定)から本信託が終了するまで(なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、



